科目6
精神保健福祉の相談支援

講義7
当事者及び家族等との協働

科目6
精神保健福祉の相談支援

講義7－1
当事者・家族等との関係性の構築

保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領①
＜当事者・家族支援　抜粋＞

第1部　保健所

第3　業務

2　相談支援

(1)相談内容

心の健康に関する相談や精神医療の新規受診や受診継続に関する相談、……精神障害者等及びその家族等からの多岐にわたる相談に対応すること。

相談の結果に基づき、……関係機関への紹介、医学的指導、ケースワーク、家族支援等を行う。

5　精神保健福祉に関する普及啓発

(2)精神障害者等及びその家族等を対象とした講座・教室

精神障害者等及びその家族等に対して、メンタルヘルス、精神疾患及び精神障害に関する講座・教室等を開催し、正しい知識や制度、地域の社会資源の活用について情報を得る機会を提供すること。

また、管内市町村がこれらの講座等を実施する際には、必要に応じて支援すること。

6　当事者団体等の育成・支援

当事者団体や家族会等の団体の活動に対して、必要な助言や情報提供等の支援を実施すること。

また、広域的に育成等することが望ましい場合や、市町村単独での育成が困難な場合においては、市町村とともにこれらの関係団体を育成し、連携することにより地域精神保健体制の充実強化を図ること。さらに、管内市町村等に対して、当事者、ピアサポーター等の活用を促進すること。

出典:『「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」について（令和5年11月27日障発1127第9号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）』.一部改変

保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領②
＜当事者・家族支援　抜粋＞

第2部　市町村

第1　地域精神保健福祉における市町村の役割

精神保健福祉センターや保健所との協力や連携の下で、福祉事務所、児童相談所、障害福祉サービス事業所　等の関係機関及び当事者団体、家族会、教育機関等の関係機関等と協働し、相談支援体制の整備を推進してい くこと。

第3　業務

1　相談支援

(2)相談支援の実施

精神障害者等及びその家族等の希望に応じ、精神障害の状態、地域生活の促進に必要な情報提供を行うこと。

2　地域生活支援

精神障害者等の希望に応じ、精神障害の状態、地域生活の促進に必要な支援等を勘案し、最も適切な福祉サービス等の利用ができるよう相談に応じ、　＜中略＞

必要な障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の提供体制を確保し、利用者のニーズに対応できるよう、サービス提供体制を構築するとともにピアサポーター等と協働する等地域生活を支援する体制を整備する。

出典:『「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」について（令和5年11月27日障発1127第9号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）』.一部改変

保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領③
＜当事者・家族支援　抜粋＞

５　当事者団体等の育成及び活用

当事者や家族の暮らしを支えていくことが重要であることから、市町村は必要に応じ、保健所や精神保健福祉センター等と連携して、当事者団体、家族会等を育成するとともに、これらの団体の活動に対して必要な助言や情報提供、当事者や家族等の居場所の確保及び当事者間や住民との交流の場づくり等の活動への支援を推進すること。

また、家族に対する支援は、精神障害者等が地域での生活を維持する上で重要であるのみならず、家族の孤立防止や安心感の確保の観点から、その充実が望まれているため、家族会への支援の充実も求められる。

さらに、精神保健福祉に関わる多職種が当事者及び家族と協働することは、当事者理解の促進及び意識の変化 や支援の質の向上、普及啓発や教育、精神保健相談の充実等に寄与することが期待される。そのため、ピアサポーター等の相談支援等の業務への活用が望まれる。

出典：『「保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領」について（令和5年11月27日障発1127第9号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）』.一部改変

- 精神疾患・精神障害の無理解から、人々からの差別や偏見に苦しんできた
- 入院医療の充実を図ることが主な政策として取り組まれてきた
- 地域の支援制度の整備が遅れ、当事者の生活を社会全体で支えるべきところも家族が中心となって支え続けてきた

あたりまえのように地域で暮らすことを
社会によって制限されてしまっていた。

精神障害者の家族が経験する差別や偏見

1.親族から

- ○　当事者含めた親族の存在否定
- ○　発病の原因を負わされる
- ○　交際・結婚の破談
- ○　冠婚葬祭や親戚づきあいによばれない

2.近隣住民や友人から

- ○　無視をされる
- ○　暴言や嫌味を言われる

3.行政や医療の従事者から

- ○　受診等の拒否
- ○　叱責

当事者・家族の意思を尊重した相談支援

- 本人・家族の意思が尊重されるよう、本人の関心事、自己実現への想いや潜在的ニーズ等に寄り添うことが重要。
- 支援者側の先入観や価値観等により、受診勧奨や何らかのサービスにつなげることを目的化してしまう等の状況が生じることがある。
- 病名でその人を判断しない。本人の人柄、これまでの人生経験、家族関係、交友関係、社会との関わりなど個別具体的に理解する。
- 家族が精神障害当事者をケアすると同時にケアを必要としている立場（当事者）であることを理解して相談する。

自助(セルフヘルプ)グループとしての当事者会(団体)家族会(団体)

自助グループとは(保健医療福祉領域においては1930年代のAAが起源)
同じような悩みや障害を持つ人たちによって作られた小グループのこと。

目的:自分が抱えている問題を仲間のサポートを受けながら自分自身で解決あるいは受容していくことである。問題の解決や社会に対して働きかけるグループもある。

特徴:解決できない問題(障害や死別)をどう受容していくのかを考える。専門家がグループ開設・維持に協力することはあるが、基本的に本人たちの自主性。自発性が最も重視される。

出典:高松 里編「サポート・グループの実践と展開」金剛出版,2009.一部改変

当事者会(団体)
日本では1960年代から設立
形態も活動内容も多様であり実態は把握しづらい
令和5年の調査※では少なくとも800団体程度がある

家族会(団体)
1970年代頃から設立されてきた。全国に約1600団体ある。
活動の根幹として
1 相互支援
2 学習
3 社会的運動

※ 厚生労働省令和4年度障害者総合福祉推進事業 「地域における当事者活動等の実態」報告書(みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社 令和5年3月)

講義7-1　まとめ

- 保健所及び市町村の相談員は、本人・家族の意思を尊重し相談支援を行う。また、必要に応じて、当事者会、家族会、ピアサポーター等の情報提供を行い、それらの団体の育成支援も行うことが業務運営要領に示されている。
- 当事者、家族は現在も精神障害に対する偏見・差別の影響を受けることがあり生活に大きな影響を及ぼすことがある。そのことを理解した上での相談支援が必要。
- 当事者会や家族会は困難と感じる問題について、自ら解決や受容をするために設立し運営されている。中には社会に対して働きかける団体もある。管轄する地域の団体について知っておくことが重要。

ご視聴ありがとうございました。

続いて、【講義7−2】
ピアサポーター等との協働
の動画をご覧ください。